

令和7年度 事業計画

わが国では、人生100年時代を見据え、意欲と能力を持つ高齢者が年齢に関わりなく働き続けることができる「生涯現役社会の実現」が求められています。企業がにおける65歳までの雇用継続制度の定着や70歳までの就業確保措置が努力義務化されるなどの社会情勢の変化の中で、シルバー人材センターでは60歳代の入会者が減少し、会員の平均年齢が年々上昇しています。

一方で、地域社会に密着した業務を提供し、地域課題解決の担い手として地域社会の活性化に貢献するとともに、高齢者の生きがいづくりや居場所づくりとしての重要な役割を担うシルバー人材センターに向けられる期待は一層大きなものとなっており、地域の特色や実情を踏まえて積極的な取り組みを進めていくことが求められています。

このような中、当センターは「将来に向けて持続可能なセンターの構築」に向け、地域社会の中で高齢者がその経験を活かし、幅広い方面で活躍できる仕組みを構築するため、会員の確保・拡大を重要課題と位置づけ、新規就業機会の開拓や就業拡大の取り組みを推進するとともに、新規会員の加入促進と退会会員の抑制の両面から取り組んでまいります。

また、安全・安心なシルバー事業の確立を図ることは、事業遂行の根幹であり、安全就業の原点である「安全はすべてに優先する」を再確認し、安全意識と安全就業対策の徹底を会員全員で推進します。更には、令和6年11月に施行された「特定受託事業者に係る取引の適正化等に関する法律」（フリーランス新法）に適切に対応するため、本年度からシルバー事業における新たな契約方法（包括的契約）へ移行してまいります。

これらのことを踏まえ、令和7年度の事業運営にあたっては、第四次中期計画の目標達成に向け、以下のとおり基本方針および事業実施計画を定め、地域の皆様に愛され親しまれ信頼されるシルバー人材センターを目指してまいります。

1. 基本方針

- (1) 会員拡大の推進
- (2) 就業機会の確保・拡大の推進
- (3) 安全・適正就業の推進
- (4) 財政基盤の確立
- (5) 高齢者活用・現役世代雇用サポート事業の推進
- (6) 介護予防・日常生活支援総合事業の推進
- (7) 空き家対策関連事業の推進
- (8) 独自事業の推進
- (9) 地域貢献活動の推進

2. 事業実施計画

(1) 会員拡大の推進

新規会員の加入促進および退会防止に努める

- ① センター広報誌「シルバー永平寺」の発行
- ② 事務局だより「センター通信」の発行
- ③ ホームページ、インターネットによる情報発信
- ④ スマイル トゥ スマイルによる情報発信
- ⑤ 町広報誌への掲載(カレンダー掲載)
- ⑥ 福井ケーブルテレビの活用
- ⑦ 入会説明会の実施(定例2回/月・随時)
- ⑧ 口コミによる会員一人がひとりを増やす(ワンワン)運動の実施
- ⑨ 会員以外への就業勧誘(会員拡大)
- ⑩ 会員の年齢や体力に見合った就業機会を提供することにより、退会防止に努める
- ⑪ 拡大が期待される高齢者世帯の介護支援、家事支援サービスなど女性会員の活躍が期待できる就業先の確保と女性会員の確保に繋げる
- ⑫ 地域の高齢者が気軽に集まれる交流の場を提供することにより、サロンやサークル活動により仲間づくりを活発化することにより退会防止に努める
- ⑬ 特別正会員制度の活用
- ⑭ 夫婦入会促進のため、夫婦会員の会費減免制度の活用
- ⑮ 一般町民を対象とした講習会の開催

(2) 就業機会の確保・拡大の推進

既存就業の確保と新たな就業機会の拡大に努める

- ① 町との連携および公共事業の受託確保に努める
- ② 民間事業所、一般家庭の受注拡大に努める
- ③ 会員の知識・特技を活かした独自事業の拡大に努める
- ④ 講習会および研修会を開催することにより、会員の技能向上とスキルアップに努める
- ⑤ 長時間就業を望まない会員のため、短時間就業の就業機会確保に努める
- ⑥ ふるさと納税制度の活用および推進に努める

(3) 安全・適正就業の推進

安全・適正就業の推進と事故防止に努める

- ① 安全・適正就業の推進とパトロールの実施
- ② 適正就業ガイドラインに沿った就業の推進
- ③ 安全・適正就業に関する推進大会および研修会の実施
- ④ 交通安全に関する研修会の実施
- ⑤ 作業機械等取扱いに関する講習会の実施
- ⑥ 応急手当等講習会の実施
- ⑦ 事故防止対策の推進
- ⑧ 作業別安全就業基準の会員への周知
- ⑨ 作業にかかる安全保護具の着用および機器等の整備の励行

- ⑩ 事故の状況把握と原因の分析および改善方法と対策の推進
- ⑪ シルバー保険制度の周知
- ⑫ 健康管理の推進と健康状況の把握
- ⑬ 健康診断等の受診奨励と健康に関する講座の実施
- ⑭ 安全・適正就業の普及啓発促進

(4) 財政基盤の確立

安定した自主財源の確保に努める

- ① 国補助金は、町補助額を上限としているため、町補助金の維持継続と確保に努める
- ② 民間企業、一般家庭、公共団体の請負契約および派遣事業の契約増に努める
- ③ 事務局運営経費の適正かつ経費削減に努める

(5) 高齢者活用・現役世代雇用サポート事業の推進

- ① シルバー派遣事業の拡大に伴う新たな就業分野の確保
- ② ホワイトカラー向け事業の推進
 - ・職種(管理的職業、専門的・技術的職業、事務的職業、販売の職業)

(6) 介護予防・日常生活支援総合事業の推進

- ① 訪問型サービスA(家事援助サービス)の拡大
 - ・室内整理・掃除・洗濯・買物・食事等

(7) 空き家対策関連事業の推進

- ① 管理困難な高齢者世帯の家屋、お墓、空地等の管理

(8) 独自事業の推進

- ① 会員の創意工夫と特技を活かした事業の推進
 - ・あおぞら市(野菜販売等)
 - ・カルチャー講座(手芸・古代文字・スマホ教室・そば打ち体験等)

(9) 地域貢献活動の推進

- ① ボランティア活動および社会奉仕活動
- ② 歴史、伝統文化の継承活動

(10) 関係機関団体との連携強化

- ① 行政機関および関係機関と連携した事業の取り組み
- ② 全シ協、北シ協、県シ連合が行う事業への参加

(11) 新たな契約方法(包括的契約)への移行

インボイス制度とフリーランス法に対応するため、本年度から、発注者および会員から理解を得ることができた業務委託について、三者間の包括的契約により契約を行います。なお、本年度の計画は次のとおりとします。

- ① 包括的契約に係る会員業務委託料 73,876,000 円